

2012年10月31日

経済局長 魚井 優 様

大阪市従業員労働組合

市民生活支部

支部長 栗本 正則

2013年度 勤務労働条件に関する要求書

2012現業・公企統一闘争は、10月25日を山場、そして翌26日を統一基準日とし、現在全国で取り組みがおこなわれています。大阪市従業員労働組合は、「職の確立と市民との連携による自治体の責任に基づいた質の高い公共サービスの確立」を目標に、12項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進しています。

支部はこれまで、この闘争と連動しながら、本部一人事室間では解決困難な問題を、支部一局独自課題として取り扱い、快適な職場環境づくりや組合員の不安・不満の解消に繋げてきました。

現在、大阪市では新たな市政改革の基本方針が策定され、危機的な財政状況の克服をめざすとしています。しかし、私たちは経費削減等のコスト論のみではなく、大阪市の未来を展望し、社会的格差の是正と市民の安全・安心を守る視点から、基礎自治体としての役割を果たす改革であるべきだと考えます。支部は今後も市民が本当に暮らしやすい環境を提供するためには、労使間での課題解決が重要であると考え、現場組合員の勤務労働条件や労働安全衛生および被服の課題について、下記の項目の申し入れをおこないます。

局として、市民・住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するよう強く要請し、要求項目の実現にむけ、誠意を持って対応されるよう回答を求める。

記

1. 自治・分権・参加を基本に、住民生活に欠かすことのできない業務については、直営を基本とし、「質の高い公共サービス」を提供するための必要な要員を確保すること。また、研修体制の充実を図り、業務の遂行にあたっての権限の付与や裁量権の拡大に取り組むこと。
2. 事務・事業等の改廃によって、組合員の勤務労働条件が変更される場合について、十分な労使協議をおこなうこと。
3. 欠員補充については、即補充を基本に完全補充すること。
4. 職員基本条例に基づく、分限処分はおこなわないこと。

5. 人事考課制度の実施にあたり、評価項目や着眼点については、より業務実態に応じたものとなるよう検証・改善をおこなうこと。
6. 育児・介護休暇等を取得しやすい環境整備を図るとともに、必要な対応を図ること。
7. ワークライフバランスの実現に向け、業務運用の工夫や仕事に対する意識の改善、時間外労働の縮減等をおこない、組合員一人ひとりが働きがい・やりがいを実感できる職場環境改善をおこなうこと。
8. 安全衛生管理体制の拡充に向け、安全衛生委員による定期的かつ多角的な視点で職場巡視をおこなうこと。また、労働安全衛生委員会、専門部会を定期的に開催し、安全衛生対策の充実・強化と活性化を図ること。
9. 心の健康問題については、「心の健康づくり計画」に基づき、今まで以上に積極的・計画的な取り組みをおこない、支援・相談体制の充実と活用を図りながら、職場環境の改善をおこなうこと。
10. 労使関係については、法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等にもとづくこと。

以 上